

一時保育

のご案内

お仕事や出産・疾病などで一時的に保育が困難な場合やリフレッシュをしたいときなどにお子様をお預かりします

ご利用できる方

以下の理由に該当する保育園・認定こども園を利用していない小学校入学前のお子様

- 1 **仕事・就学・職業訓練のため**
1月当たりの利用可能日数 **14日以内**
- 2 **疾病・介護・冠婚葬祭・出産(※1)のため**
1月当たりの利用可能日数 **14日以内**
- 3 **裁判員制度のため(※2)**
1月当たりの利用可能日数 **概ね5日以内**
- 4 **心身のリフレッシュ等上記に該当しない場合**
1月当たりの利用可能日数 **5日以内**



※1 出産の場合、出産予定日の2か月前の月初日(多胎妊娠の場合は4か月前の月初日)から、出産日2か月後の月末までのご利用となります

※2 裁判員制度利用の方は登録時に裁判所からの通知が必要です

実施時間

休園日は日曜・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

月～金曜日 8:30～16:00 (裁判員制度利用の場合8:30～18:00)

土曜日(※) 8:30～12:00

※通常保育の園児が利用している場合に配置される保育士の体制の中で、受け入れ可能な範囲内でご利用いただけます

※個別の日にちにおいて受け入れが可能かどうかについては、各園にお問い合わせください

利用料

利用時に利用料(下表)と給食費(0～2歳児は利用料に含む)を現金でお支払いください

		月～金曜日	土曜日
生活保護受給及び裁判員制度利用の方		0円	0円
上記以外の世帯の方	0～2歳児	2,000円	1,000円
	3～5歳児	750円+給食費	350円+給食費

※年齢は、利用年度の4月1日時点の保育年齢です。年度途中で変わることはありません。

※3～5歳児が公立・事業団園を利用した場合の給食費(給食215円、おやつ70円)

月～金曜日 750円+285円=1,035円 土曜日 350円+215円=565円



ご利用までの流れ

1

保育課で利用登録



利用するお子様の母子手帳を持参のうえ、保育課にお子様と一緒にお願いします。申込書類を記入いただきお子様の面談後、登録完了となります。

2

打合せ日と利用日の予約



利用園にご連絡いただき、利用にあたっての打合せ日と初回利用日を予約していただきます。

3

利用にあたっての打合せ



利用園で、利用にあたっての打合せを行います。登録時にお渡しする利用承諾書と質問票を持参のうえ、お子様と一緒にお願いします。

4

利用



5

次の利用予約



2回目以降の申込みは利用園で行う。予約可能期間は以下参照。

利用登録の前に

QRコードから登録内容をあらかじめオンラインで申請しておく便利です！



予約可能期間

仕事・就学・職業訓練・出産・裁判員制度 利用日の2カ月前から

上記以外 利用日の1カ月前から

※利用日の1(2)カ月前が土日祝の場合はその前日から予約可能です

実施園

	園名	所在地	電話番号(市外局番は0566)	対象年齢
公立	東部こども園	大岡町源覚45	76-3410	6か月～5歳児
	高棚こども園	高棚町郷181	92-0926	6か月～5歳児
	三ツ川こども園	寺領町願明85	99-1767	6か月～5歳児
事業団	みのわ保育園	箕輪町神戸169-3	75-1198	6か月～5歳児
私立	光徳保育園	御幸本町6-17	76-2540	6か月～5歳児
	安城北すずらん保育園	昭和町5-16	76-3295	6週間～5歳児
	根崎こども園	根崎町西根64-1	92-0089	6か月～5歳児
	よさみ保育園	美園町2-9-4	75-3254	6週間～5歳児
	げんきのもり保育園	里町大道寺1-7	87-5872	6か月～2歳児
	あおぞらサニーサイド保育園	今本町5-5-2	91-3511	6週間～5歳児
	麦のうさぎ保育園	堀内町カラ桶17	70-8837	6か月～5歳児
	桜井こども園	小川町清水道4-1	70-7727	6か月～5歳児

注意点

- 支援の必要なお子様の利用については集団保育が可能な児童を対象とします。また、集団での保育をするにあたって、お子様の様子を詳しく知り、必要な援助を考えていくために、他機関でのお子様の様子、相談内容について確認をさせていただくことがあります。
- 申し込み後、急きょ利用をキャンセルされる場合は、必ず利用予定の園にご連絡ください。(一度出席された後、お子様の体調不良でご利用を中止する場合は、利用料金を徴収させていただきますのでご了承ください。)
- 利用の理由や利用する園を変更する場合は再度利用登録が必要です。
- 予約状況により希望日に利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 保育施設を利用しておらず、保育の必要性がある児童(3歳未満児は市町村民税非課税世帯に限る)は利用料が無償になる可能性があります。対象になる場合は保育課にお問い合わせください。

問い合わせ先 安城市保育課入園係(安城市役所本庁舎1階) 電話 0566-71-2228